

9/6 曜

# 論説

2016・9・5



## ドイツ「派兵」の痛み

日本と同じく敗戦国でありながら、ドイツは一九五〇年代、基本法（憲法）を改正し、再軍備を明記した。基本法を起草した西ドイツの議会評議会は、「軍国ドイツ復活を擁護する米英仏を制衡する」とを避け、「自國防衛の規定を入れなかつた。

ところが、冷戦の激化で情勢は一転。米国なら西側陣営は、朝鮮戦争に危機感を強め、ソ連に対抗する北大西洋条約機構（NATO）を設立、再軍備を認める。基本法改正で軍を創設（徴兵制）（最長時兵役十八ヶ月、今は凍結）を導入した。

ただし、派兵はNATO域内に限つた。

さうなる転機は一九九一年一月の湾岸戦争だつた。ドイツは日本と同様、派兵を見送り、巨額の支援をしながらも国際的批判にさらされた。

保守中道のコール政権は基本法は変えないまま、NATO域外のスマリア内戦国連平和維持活動（PKO）に参加し、旧ユーゴスラビア紛争では艦隊を派遣する。国内で激化する邊境・合憲論争を決着させたのが、連邦憲法裁判所だった。

九四年、議会の同意を条件に域外派兵は可能、と判断した。指針が示され、軍事力行使拡大への道が開かれた。

よりべラルなはずの社会民主党・緑の党連立のシュレーダー政権は、ユーロからの独立を宣言したコソボ問題でNATO軍のユーゴ空爆に加わった。「アウシュビツを繰り返さない」「少數民族の虐殺を許さない」という名目だった。同盟国と軍事行動に参加し、国際協調を貢ぐ「そんなきれいなだけでは終わらなかつた。さうに戦争の真実を知りしめたのは、アフガニスタンへの派兵だった。

ドイツが生されたのは安金とされた地域だったが、十三年間にわたりの派兵で、五十五人の兵士が亡くなつた。市民百人以上を犠牲にした譲りもあつた。

退役後も心的外傷後ストレス障害（PTSD）に苦しむ若者の手記はベストセラーになつた。雑誌シュピーゲルは、いやもうなづか激戦に巻き込まれていった検証記事を掲載し、派兵を批判した。戦場での作戦では、修羅場は見えない。派兵への歎止めを外したドイツは今も苦しむ。